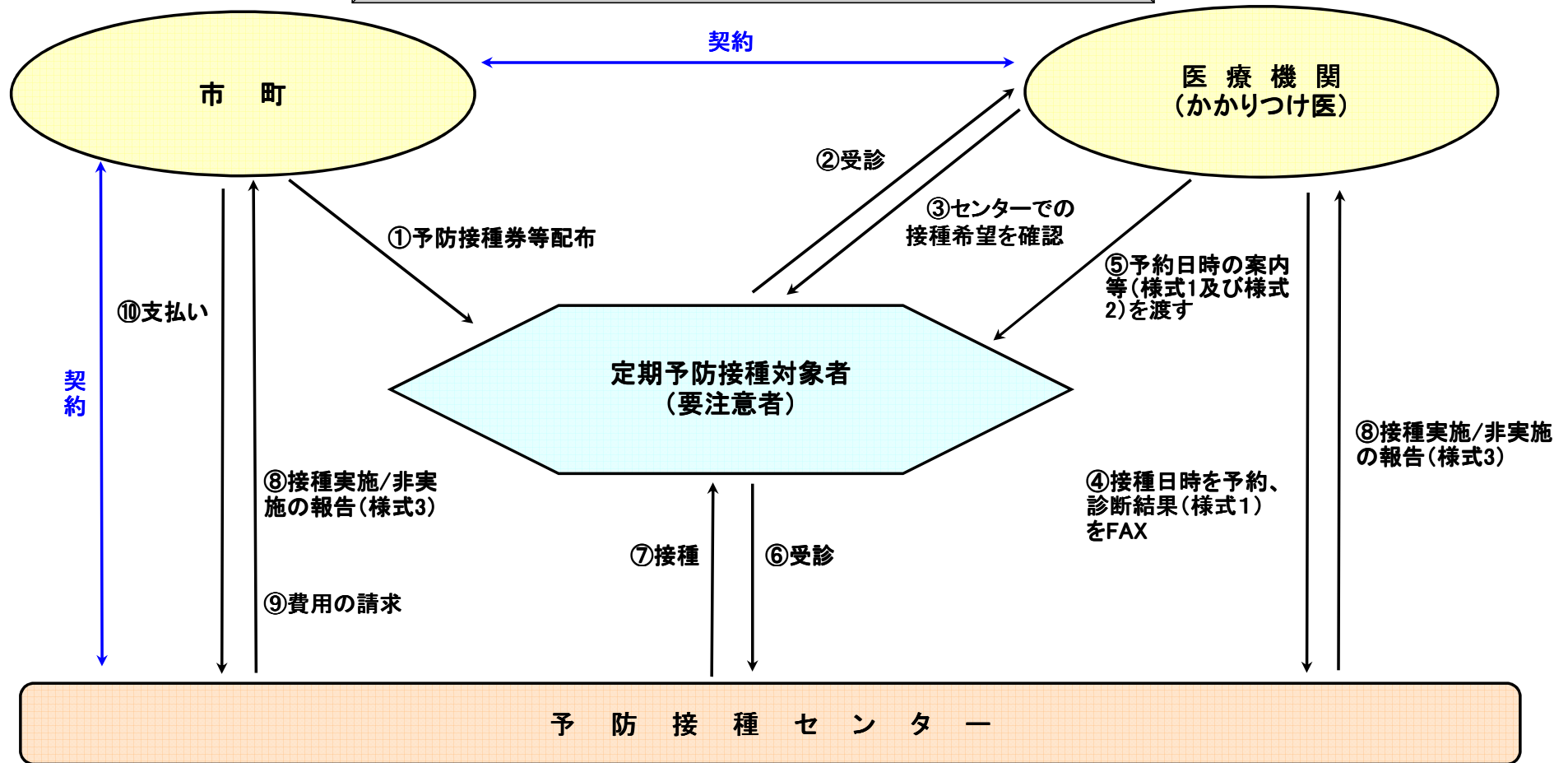


接種要注意者が予防接種センターにおいて接種を受ける手順



- ①市町が定期予防接種対象者に予防接種券・予診票を配布する。
- ②定期予防接種対象者は、市町が契約している医療機関を受診する。
- ③医師は、定期予防接種対象者のうち接種要注意者に対し、予防接種センターでの接種希望の有無を確認する。
- ④医師は、対象者の希望を確認したらその場で予防接種センターに電話で予約し、『診断結果(様式1)』を予防接種センターに送る。  
 [ 集団接種等かかりつけ医から予約することが困難な場合は、市町の予防接種担当者が予約の手続きを行うことができる。  
 ただし、この場合の受付は、予防接種医療相談事業の実施日時(毎週火曜14:00~17:00(祝祭日・年末年始の休日を除く。))にのみ行う。 ]
- ⑤医師は、『診断結果(様式1)』及び予約日時、場所を書いた『予防接種センターの案内(様式2)』を対象者に渡す。
- ⑥対象者は渡された様式1、2及び予診票、予防接種券、健康保険証、母子健康手帳を持って予約した日時に予防接種センターを受診する。
- ⑦予防接種センター医師が接種の判断をし、接種可能であれば、接種を行う。
- ⑧予防接種センター医師は依頼のあった医療機関及び市町に対し、接種を実施したかどうかを報告する。(様式3)
- ⑨接種を実施した場合、予防接種センターは、接種に要した費用(県立病院が単価設定)を市町に請求する。
- ⑩市町は予防接種センターに対し、請求のあった費用を支払う。